平成２１年（フ）第７８３号
さいたま市北区宮原町１丁目282番地21　ルネサンスグラン大宮宮原409号室
破産者　武田由美子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９４号
埼玉県志木市柏町２丁目29番30号
破産者　川俣　典雄
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６６号
さいたま市浦和区常盤２丁目３番３号
破産者　清水冨士男
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４６号
埼玉県上尾市向山３丁目25番地１
破産者　城谷　昭二
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４７号
埼玉県上尾市向山３丁目25番地１
破産者　城谷　明美
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７８号
埼玉県川口市東領家３丁目29番12―602号
破産者　成田　慶朗
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８７号
埼玉県幸手市東３―14―25　関アパート103号室藤井方、住民票上の住所埼玉県久喜市鷲宮２丁目７番13号
破産者　酒井　孝利
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８８号
埼玉県幸手市東３―14―25　関アパート103号室藤井方、住民票上の住所埼玉県久喜市鷲宮２丁目７番13号
破産者　酒井美知子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８９号
埼玉県幸手市西２丁目20番20号
破産者　酒井　謙一
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
埼玉県川口市大字安行領根岸488番地の７
破産者　相澤　麻美
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
千葉県香取郡多古町井戸山134―１　ドイハイツＢ棟102、住民票上の住所千葉県香取郡多古町多古3038番地１
破産者　樋口　和幸
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４２６号
横浜市旭区市沢町322番地　内田ビル202、開始決定時の住所横浜市旭区市沢町337番地の44
破産者　横森栄子こと　呉　　英任
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１４号
川崎市麻生区細山３丁目15番７号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市高倉754番地の32
破産者　モルシエツドシツデイーキーかおり
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９５号
横浜市鶴見区仲通２―69―４―202、外国人登録原票上の居住地横浜市鶴見区仲通２丁目69番地の４
破産者　新井勝男こと　朴　　東春
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５号
富山市上赤江町１丁目９番36号
破産者　青見　春代
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１４号
富山市本宮２番地106、前住所富山市若竹町２丁目81番地
破産者　岩田　文雄
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０９号
金沢市松村２丁目200番地２、申立時の住所金沢市西念２丁目４番８号　ＡＰＡガーデンズ駅西けやき通り710号室
破産者　前田　恵美
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１１８号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1676番地、前住所三重県伊賀市上野忍町2520番地の３
破産者　中村登勢子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部